特集

阪神・淡路大震災(5)

□「災害救援専門ボランティア

制度」について

兵庫県 阪神・淡路大震災復興本部 防災部消防防災課長 十 汀 啓 十

阪神・淡路大震災における災害ボランティア活動

平成7年1月17日午前5時46分9未曾 有の大災害が兵庫県南部を襲った。阪神・淡 路大震災一6,000名を超える尊い人命,美し い街並み,かげかえのない財産が一瞬にし て失われてしまった。

こうしたなかで、県内はもとより国内外から駆けついていただいた多くのボランティアの活躍は、被災者にとって何よりの励ましとなった。行政の力だけでは行き届きにくい部分である避難所の運営、炊き出しなど被災者に対する支援活動や、大量に送られてくる救援物資の搬入・搬出作業などに多くの人たちがボランティアとして活動するなど、災害救援活動にボランティアの力が欠かせないものであることが強く認識された。被災地で活動したボランティアの数は震災直後からこれまでの間に約139万人に上ると推計されている。

このように大きな力となったボランティアではあるが、いくつかの問題点もあった。

被害の状況がマスコミ等を通じて報道されるにしたがって、ボランティア希望者が被災地に殺到しはじめたが、個人での参加者が多く、中には自分はどんな活動がしたいのかわからない状態で来られる人もいたため、被災者のニーズとボランティアのコーディネートが必要になった。しかし地元行政は災害対策に追われており、これに対して十分な対応ができなかった。また、被災地では水や食糧などが十分ではなく、宿泊の施設もない状態であったが、こうしたことは被災地側で提供してくれるものと思って、何の準備もなく被災地に来られた人も多かった。

2. 新しいボランティア制度の創設に向 けて

このような経験を踏まえ、兵庫県では、災害救援について専門的な知識や経験をお持ちの方を平時から登録しておき、災害が発生した時には装備を整えたうえで被災地に派遣する"兵庫県災害救援専門ボランティア"制度を創設することとした。

このような制度を行政が運営することには議論もあるが、いくつかのメリットがある。

まず,ボランティアとして活動する意志 のある人が個人で被災地に向かおうとして も,被災地の状況やそこでのボランティア・ ニーズを把握することが困難であるが,行 政の持つ情報網を使えば,情報収集が容易 になる。また,このような制度を運営するた めには財政的な負担が必要になり,こうし た面からも行政の支援が必要と思われる。

さらに、兵庫県がこのような制度をつくることで、今回の震災による史上空前ともいえるボランティア活動の高まりを引き続き維持発展させることにもつながり、また派遣地を県外にまで広げることで、今回の震災時に国内外から寄せられたボランティアの支援に対して、末永く感謝、返礼していくことができる。

制度の創設に当たっては、消防防災課が中心になり、警察本部をはじめ、医療・介護など関係課室長を構成員とする「災害救援専門ボランティア制度検討会議」を平成7年6月に設置した。

国内では例がないため,海外 の災害ボランティア制度等を 研究しつつ,手さぐりで検討を はじめた。

ボランティアの分野については,阪神・淡路大震災の際,緊急に必要とされた専門分野の中から,救急・救助,医療,介護,建物判定,ボランティア・コーディネーター,輸送の6分野でスタートさせることとした。募

集や研修、制度の運営について、県とそれぞれの分野の関係団体が協力しながら行うため、9月に所管団体の代表者で構成する「災害救援専門ボランティア制度運営委員会」を設置した。

10月から11月にかけて,専門ボランティアの募集を行ったところ,約1,000人の募集人員に対し,約1,400人の応募があった。震災を踏まえて災害救援に立ち上がっていこうとする県民の強い意気込みが感じられた。

11 月から 12 月の間に,6 回に分けて応募

者全員を対象に、「ボランティアの心構え」、「災害の現状」、「災害現場における自己管理と自活」など、ボランティア活動を行ううえで全員に必要とされる内容について共通研修を実施するとともに、各分野ごとに、災害時に特に必要となる知識・技能について専門研修を実施し、その資質の向上と専門ボランティアとしての防災意識の高揚を図った

これらの研修を経て、震災から1周年にあたる平成8年1月17日に発足式を行った。



写真1 発 足 式

3. 兵庫県災害救援専門ボラン ティア制度の概要

(1)名称

ひょうご・フェニックス救援隊 (HEART-PHOENIX)

*HEART:HyogoEmergen-

cyheArtfulRescueTeam

(2) 専門ボランティアの分野,活動内容,登録人員等

専門ボランティアの分野等は 次表のとおりである。



写真 2 専門研修(救急・援助ボランティア)

(表) 専門ボランティアの分野、活動内容、登録人員等

分 野	活動內容	資材	各 要	件	登録人員	募集・研修・登録・派遣 に当たる所管団体
救急・救助 ボランティア	被災者の救急・救助活動 その他避難誘導等の支援 活動に当たる。	消防・警察業務に知識,経験を有する者			340 名	県消防協会 県警友会
医療 ボランティア	発災直後の医療活動や病 院等における医療支援活 動に当たる。	医師及び 看護職等	チーム (医 師 看護職 事務職	$\begin{bmatrix} 1\\3\\1 \end{bmatrix}$	12 チーム 60 名	県私立病院協会 (登録はチーム単位)
			個人		医師 66名 看護職314名	県医師会 県看護協会
介護 ボランティア	避難所等における要介護 者への対応,一般ボラン ティアへの介護指導等に 当たる。	介護福祉士,寮母等			187名	県社会福祉協議会
建物判定ボランティア	建物の倒壊, 外壁等落下 の危険度を調査し, 建物 使用の可否の判定に当た る。	応急危険度判定士			173名	県住宅建築総合センター
ボランティア ・コーディネ ーター	災害発生時の避難所等に おけるボランティアの指 導、調整等に当たる。	ボランティア団体や青少年 団体等でリーダー等として 一定の活動経験を有する者			74名	県青少年団体連絡協議会 県社会福祉協議会
輸送ボランティア	ア バス及び船舶により 専門ボランティア等の要 員の搬送に当たる。 イ トラックにより資機 材,義援物資等の輸送に 当たる。	トラック む。)	(貸客兼用	車を含	116 台 (50 社)	県トラック協会 (登録は企業単位)
		バス			10 台 (10 社)	県バス協会 (登録は企業単位)
		船舶			2隻 (1社)	日本クルーズ客船(株)

(総数 1,154 名,医療 12 チーム トラック 116 台,バス 10 台,船舶 2 隻

(3)募集

県内在住,在勤の者及び県内に事業所を 有する団体を対象として,募集を行った。

(4)研修

応募者に対して, 共通研修及び各分野ご との専門研修を実施した。

(5) 登録

- ①研修を修了した者を,各分野ごとに各 所管団体及び県消防防災課に登録した。
- ②登録された専門ボランティアには,登録証(身分証明証)及び活動手帳を交付した。
- ③登録期間は,原則として2年間とし,その都度更新する。
- ④登録後,専門ボランティアに対して随時,研修,防災訓練等に参加する機会を提供する。

(6)派遣

- ①県内または県外で大規模自然災害,大 規模事故等が発生し,専門ボランティアの 派遣が必要と認められるときは,県から各 所管団体に派遣を要請し,各所管団体は専 門ボランティアにその旨連絡を行う。
- ②連絡を受けた専門ボランティアは、指 定する場所に各自で参集し、輸送ボランティアのバス等により被災地へ赴く。 資機材 等は、トラックにより輸送する。
- ③参集に係る交通費及び派遣中の食費等は,原則として県が負担する。

(7)装備

- ①専門ボランティアに対し,上着,帽子, 腕章を支給した。
- ②県は、救急・救助資機材及び医療用具等 を用意する。
- ③このほか,必要な個人装備等については,原則として各自が用意する。

(8)補償

派遣中の補償については,災害特約を付加したボランティア災害保険に加入することとし,保険料は県が負担する。

(9) 運営委員会

本制度の円滑な運営を図るため、県及び 各分野の所管団体で構成する「兵庫県災害 救援専門ボランティア制度運営委員会」を 設置している。

4. 今後の課題

こうして,災害救援専門ボランティア制度を発足させたが,今後この制度をもっと 充実したものにしていくたあに,様々な課題が残されている。

まず,分野の拡大である。災害発生直後に 必要性が高いと思われる6分野で発足させ たが,これ以外にも適当な分野がないのか どうかについては,今後検討の余地がある。 行政が中心となってこのような制度をつく ることの是非については,ボランティア活 動はあくまでも自主的なものであるべきだ という観点から,様々な意見があった。

しかし、行政がボランティア活動を積極 的に支援していく必要があるという考え方 も浸透してきており、財政負担の面などに っいても考慮した上で兵庫県として制度を 創設する必要があると判断した。

ボランティア活動をめぐる行政と民間の 関係は、対立的なものではなく協働してい く段階をむかえているといわれている。ボ ランティアの自主性、主体性を損なわない ような方向で、制度の整備をすすめていき たいと考えている。